

広情個審第61号  
平成30年3月15日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 大久保 隆志

公文書開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年4月22日付け広市教学生第15号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第152号関係）

## 答申書

請問のあった事案について、次のとおり答申します。

### 【請問事案】

平成28年4月22日付け広市教学生第15号の請問事案（請問第152号事案）

平成28年2月1日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月16日付け広市教学生第24号で行った公文書開示決定に対する平成28年3月24日付け異議申立て

### 1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った公文書開示決定は妥当である。

### 2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

#### （1）異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、「実施機関が行った開示決定、開示内容は法解釈に誤りがあり合理性を欠いており、開示内容を改めよ」との裁決を求め、申立人が真に請求している内容の公文書の開示を求めるというものである。

#### （2）異議申立ての理由

申立人は開示請求書において、「公用文に関する規定に2016年1月15日付確認書なる書面が定められていない書面と推論する」と述べていることから解るとおり、公用文に関する規定は熟読していることは明白である。

それでもなお、公用文に関する規定だけを開示するのは、荒唐無稽の所業であると言わざるを得ない。

要するに「これ（公用文に関する規定）に書いてない」と述べているものを、「（公用文に関する規定の）どこそこに書いてある」と指示することもなく、申立人が「これ（公用文に関する規定）に書いていない」と述べているまさに「これ（公用文に関する規定）」をそのまま開示するのは真

摯な態様とはいえないと考えるところであり、恥をしるべきである。

また確認書なる書面の「公用文の種類、書き方、文体、用字、用語、書式」などを定めた根拠を問うているのに、開示された書面には一切「確認書」なる文言が存在しておらず、これらのことからも、開示された書面が請求人の求めている開示文書でないことは自明である。

仮に、どれかの文言に含まれるのであればその事実を指し示すべきであり、さらに「確認書」なる文言が公用文に関する規定のどれかの文言に含まれるのであれば、その事実の証明もしくは疎明がなされるべきであり、それもなされていない点からも、上記にも記述したが真摯な態様とはいえないと同時に申立人が求めている開示文書ではないと考える。

### 3 実施機関の主張要旨

説明書、口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件の公文書の開示請求は、平成28年1月15日付け確認書の「公用文の種類、書き方、文体、用字、用語、書式」などを定めた根拠の一切を求めているのであり、その根拠は、「公用文に関する規程」(昭和36年広島市教育委員会訓令第2号)であることから、その規程を開示したものである。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

本件開示請求は、平成28年1月15日付け確認書の「公用文の種類、書き方、文体、用字、用語、書式」などを定めた根拠となる公文書の開示を求めるものである。

行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「法」という。)第45条は、「異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。」と規定されている。

実施機関は、申立人から提出された平成27年12月23日付け異議申立書の「処分があったことを知った日」の記載が、「平成27年11月29日」となっており、当該処分を行った平成27年5月29日から逆算して考えると、約180日が経過していたことから、上記確認書により照会したものである。

通常、これだけの期間の経過後に初めて当該処分があったことを知ることは、特段の事情がない限り起こり得ないものであり、実施機関の対応は、その特段の事情の有無を確認するための常識的なものである。なお、申立人が特段の事情を主張する場合は、申立人自らが当該特段の事情について説明する必要がある。

また、こうした事務処理の根拠となる公文書の開示を求める本件開示請求に対して、実施機関が保有する公文書の中から請求の対象となっている公文書を特定し、開示したという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対して行った公文書開示決定は妥当である。

なお、申立人が、本件開示請求において、「平成28年1月15日付け確認書が上記『公用文に関する規程』に定められていない書面と推論する」旨を記載している中で、本件対象公文書として上記「公用文に関する規程」を開示するに当たり、該当箇所を明確にしたうえで回答すれば、より丁寧な対応であったと考える。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 4. 22	広市教学生第15号の諮問を受理（諮問第152号で受理）
29. 12. 8 (第1回審査会)	第2部会で審議
30. 1. 12 (第2回審査会)	第2部会で審議
30. 2. 8 (第3回審査会)	第2部会で審議
30. 3. 9 (第4回審査会)	第2部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 嗣	中国放送株報道制作局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学教授